

6月1日から建築確認等の
申請手数料が変わります。

※沖縄県所管区域内のみ適用

県では、建築基準法の一部改正(平成19年6月20日)による建築確認等に係る審査項目の増加等に伴い、6月1日から、建築確認、中間検査及び完了検査に係る申請手数料を次のとおり改定します。

つきましては、6月1日以降に建築確認等の申請を行う場合は、改正後の新手数料にて申請下さいますようお願いいたします。

詳しくは、以下のお問い合わせ先までお尋ね下さい。

建築確認等申請手数料 新旧対照表 (改正後の手数料は平成22年6月1日より適用)

単位:円

申請内容	区分 (㎡超) (㎡以内)	(㎡超)	30	100	200	500	1,000	2,000	10,000	50,000	
		(㎡以内)	~ 30	~ 100	~ 200	~ 500	~ 1,000	~ 2,000	~ 10,000	~ 50,000	~
建築確認	改正前		5,000	9,000	14,000	19,000	34,000	48,000	140,000	240,000	460,000
	改正後		7,000	13,000	20,000	28,000	48,000	71,000	207,000	311,000	531,000
中間検査	改正前		9,000	11,000	15,000	20,000	33,000	45,000	100,000	160,000	330,000
	改正後		13,000	16,000	22,000	28,000	49,000	66,000	147,000	222,000	407,000
完了検査 (中間検査なし)	改正前		10,000	12,000	16,000	22,000	36,000	50,000	120,000	190,000	380,000
	改正後		14,000	17,000	23,000	32,000	53,000	74,000	178,000	260,000	455,000
完了検査 (中間検査あり)	改正前		9,000	11,000	15,000	21,000	35,000	47,000	110,000	180,000	370,000
	改正後		13,000	16,000	22,000	30,000	52,000	69,000	161,000	252,000	445,000

単位:円

建築設備等	改正前	建築確認			計画変更			中間検査		
		建築設備	小荷物専用昇降機	工作物	建築設備	小荷物専用昇降機	工作物	建築設備	小荷物専用昇降機	工作物
		改正後	11,000	6,000	11,000	7,000	4,000	6,000	16,000	12,000

単位:円

建築設備等	改正前	完了検査(中間検査なし)			完了検査(中間検査あり)		
		建築設備	小荷物専用昇降機	工作物	建築設備	小荷物専用昇降機	工作物
		改正後	16,000	10,000	12,000	14,000	10,000

■お問い合わせ先

北部土木事務所	建築班	0980-53-2010
中部土木事務所	建築班	098-894-6513
南部土木事務所	建築班	098-866-1762
宮古土木事務所	建築班	0980-72-2769
八重山土木事務所	建築班	0980-82-3077
沖縄県建築指導課	指導班	098-866-2413